

第72回(令和3年度第3回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和4年3月30日(水) 9時00分～10時15分

2 場所 札幌市役所18階 第4常任委員会会議室

3 諮問事項

【諮問第145号】(総務局行政部行政情報課)

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- (2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (3) その他審議が必要な事項について

4 議題

保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しに係る次の事項の具体的な審議

- (1) 開示請求の手数料
- (2) 開示決定等の期限
- (3) 行政機関等匿名加工情報の手数料
- (4) 条例要配慮個人情報
- (5) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務届出書

5 出席者

(1) 委員(五十音順)

奥谷 直子 金子 長雄 嶋 拓哉 難波 徹基
秦 博美 光崎 聡 米田 雅宏

(2) 実施機関・事務局(以下「実施機関」という。)

総) 行政部長 榎
総) 行政情報課長 水野
総) 個人情報担当係長 伊藤
総) 情報公開担当係長 阿保
総) 個人情報担当係 堀内

6 議事の概要

(1) 開会

(2) 諮問事項の審議

- 実施機関から「4 議題」の(1)～(5)について審議資料に基づいて説明を受けた後、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び実施機関との質疑内容は以下のとおり。

【審議事項1】開示請求の手数料

- ・ 資料2 ページに「保護法は手数料の納付義務を定めているが、手数料を徴しない旨の規定を設けることは可能である。」と書いてあるが、その根拠は何か？
 - 保護法第108条に「この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と定められている。また、国の個人情報保護委員会から手数料を無料とする旨を施行条例で規定することが可能であるという見解が示されている。
- ・ 資料2 ページの「札幌市の考え方」の欄には「現行保護条例と同様に手数料は徴収しないこととして、コピー代等（郵送の場合は郵送費用も）の額を徴収する旨を施行条例で規定する。」と書いてあるが、コピー代等の額を手数料として施行条例で規定することは可能か？
 - 可能ではあるが、コピー代等の額が変わったり新しい記憶媒体が登場したりする度に施行条例の改正が必要になり、柔軟な対応が難しくなると思われる。なお、現行の札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「現行保護条例」という。）では、コピー代等の額に変更がある場合は公告（市役所の掲示板に告示文を一定期間掲示）により柔軟に対応している。

[審議会の結論]

開示請求の手数料は徴収しないこととして、コピー代等の額を徴収する旨を施行条例で規定することは妥当である。

【審議事項2】開示決定等の期限

- ・ 今年度（令和3年度）、特例延長をした開示請求は何件あったか？また、開示請求を受けてから最終的な決定をするまでにどれくらいの期間がかかったか？
 - 特例延長となったのは1件である。5月に開示請求があり最終的な決定は11月であった。

[審議会の結論]

開示決定等の期限について、保護法第83条第1項に規定する「30日以内」を「14日以内」に、保護法第84条に規定する「60日以内」を「44日以内」にそれぞれ短縮する旨を施行条例で規定することは妥当である。

【審議事項3】 行政機関等匿名加工情報の手数料

- 資料7ページの手数料Aの説明書きに「イ 委託する場合は受託者に支払う額」と書いてあるが、行政機関等匿名加工情報の作成の全部を委託する場合と一部を委託する場合があるという理解でよいか？
→ そのとおりだが、作成作業の一部だけを取り出して委託することは考えにくいいため、作成作業を委託する場合には、そのほとんどが全部を委託することになると想定している。

[審議会の結論]

行政機関等匿名加工情報の手数料の額について、政令で定める額を施行条例で規定することは妥当である。

【審議事項4】 条例要配慮個人情報

- 条例要配慮個人情報を定めたとしても、保護法第75条第4項に基づき条例要配慮個人情報が含まれている旨を個人情報ファイル簿に記載するだけであり、実質的な取扱いは変わらないという理解でよいか？
→ そのとおりである。
- 現行保護条例第7条第4項では、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集を制限しているが、保護法では要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の収集を制限する規定はないという理解でよいか？
→ そのとおりである。ただし、保護法では要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報に限らず個人情報全般について、個人情報の保有の制限等（第61条）、利用目的の明示（第62条）、不適正な利用の禁止（第63条）及び適正な取得（第64条）といった規定が設けられており、適切な取扱いを担保している。
- 資料5ページに書いてある「LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実」といった情報は、条例要配慮個人情報として規定するかどうかに関わらず公開されることがない情報である。仮にこれら情報を条例要配慮個人情報として規定した場合でも、個人情報ファイル簿に記載するに止まり、取得・保有を特別に制限することはできないので、規定することに伴う実際的な効果は小さいと考えるが、どうか？
→ 実施機関としてもそう考えている。

[審議会の結論]

条例要配慮個人情報とは施行条例に規定せず、今後の札幌市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要性があれば再度検討することは妥当である。

【審議事項5】個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務届出書

- ・ 審議資料6 ページに「1,000 人未満、1 年未満の個人情報ファイル簿（単票）は施行条例には規定しないが閲覧に供することとする。」と書いてあるが、施行条例に規定しない理由は何か？
 - 1,000 人未満、1 年未満の個人情報ファイル簿（単票）を作成する目的は、保護法で定められた個人情報ファイル簿（単票）の作成・公表漏れを防止するとともに、札幌市全体の個人情報の保有状況を把握するためである。これら個人情報ファイル簿（単票）を施行条例に規定しなくともこれら目的を達成することは可能である。加えて、施行条例はあくまで保護法の円滑な実施を目的とするものであることを踏まえると、同法の対象に含まれないこれらの個人情報ファイル簿（単票）については、施行条例に規定しない扱いにするのが適当と考える。なお、既に述べたとおり、施行条例に規定せずともこれら個人情報ファイル簿（単票）は閲覧に供する方針であり、広く情報公開を図るという視点に立って運用していくつもりである。
- ※ 前回の審議会で、委員から「現在提出されている個人情報取扱事務届出書のうち、取り扱う個人の数が1,000 人以上のものは何件あるか？」という質問があり、実施機関から「提出されている個人情報取扱事務届出書の総数は2,390 件だが、個人情報取扱事務届出書には個人数の記載はなく1,000 人以上のものが何件あるかについては把握していない。」と回答されていた。このことについて実施機関から概算で1,000 人以上のものは約3割（約700 件）、そのうち1年以上のものは約9割（約630 件）である旨補足説明があった。

[審議会の結論]

人数、期間に関わらず個人情報ファイル簿（単票）を作成することとし、1,000 人以上、1 年以上の個人情報ファイル簿（単票）は保護法に基づきホームページで公表し、1,000 人未満、1 年未満の個人情報ファイル簿（単票）は施行条例に規定せず閲覧に供することは妥当である。

(3) 閉会